

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾（以下「義塾」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ教育研究機関としての社会的使命を達成するために、教育研究活動およびその基礎となる諸条件の点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 点検・評価の対象は、義塾の教育・研究・医療・管理運営等に係るすべてとする。

(点検・評価委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、義塾に慶應義塾点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を置く。

点検・評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関する事項
- 2 点検・評価（外部評価を含む。）の実施に関する事項
- 3 点検・評価に関する報告書の作成
- 4 評価結果に基づく改善状況の検証
- 5 点検・評価結果の公表に関する事項
- 6 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める認証評価に関する事項
- 7 点検・評価の目的達成のために必要なその他の事項

(組織)

第4条 点検・評価委員会は、次の者で構成する。

- 1 常任理事 若干名
- 2 各学部長
- 3 各研究科委員長
- 4 大学附属研究所（室）、大学図書館および大学附属施設の長 若干名
- 5 学生総合センター長
- 6 一貫教育校の長 若干名
- 7 塾監局長
- 8 信濃町キャンパス事務長
- 9 総務部長
- 10 学事センター部長
- 11 業務監査室長
- 12 その他塾長が必要と認めた者 若干名

前項第4号、第6号および第12号による委員の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 点検・評価委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から塾長が指名する。

委員長は、点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 点検・評価委員会に副委員長を1名置くことができる。

副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員長職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 点検・評価委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

議決を必要とする場合は、出席者の過半数をもって議決するものとする。

(実施)

第8条 点検・評価は、4年に1回行うものとする。

(改善への対応)

第9条 点検・評価委員会は、塾長に対して、点検・評価の結果を報告する。

塾長は、点検・評価委員会からの報告に基づき、改善が必要な事項について当該機関の長にその改善の実施を求め、実現を図らなければならない。

(専門委員会)

第10条 点検・評価委員会に、第3条に掲げる事項に関し、専門的作業を行うため、点検・評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置くことができる。

専門委員会は、委員長が指名した者をもって構成する。

専門委員会委員長は、点検・評価委員会委員の中から委員長の推薦に基づき、塾長が委嘱する。

(外部評価委員会)

第11条 点検・評価委員会に、外部評価委員会を置く。

外部評価委員会は、点検・評価委員会が委嘱する学外の有識者若干名をもって構成する。

点検・評価委員会は点検・評価の結果を付して、外部評価委員会に評価作業を付託する。

(事務組織)

第12条 点検・評価委員会、専門委員会および外部評価委員会の事務は、慶應義塾塾監局において行う。この組織については別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項ある場合、点検・評価委員会が定めるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、点検・評価委員会の議を経て塾長が行う。

附 則

この規程は、平成15年5月6日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

附 則(平成15年10月31日)

この規程は、平成15年10月31日から施行する。ただし、平成15年10月1日から適用する。